

# 重要事項説明書

年 月 日現在

利用者に対する訪問リハビリテーションサービスの提供にあたり、事業者が利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。

## (1) 当事業所の概要

名称：医療法人社団東光会 茂原中央病院 訪問リハビリテーション  
代表者：鈴木 恵史（医師） 所在地：千葉県茂原市下永吉 796  
電話番号：0475-24-1191（代表） 0475-25-7247（直通）  
指定番号：千葉県 1213110251 ホームページ：<https://mobarachuobyoin.jp>

## (2) 事業の目的と運営方針

### 事業の目的

要介護（要支援）状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、適正な訪問リハビリテーションサービスを提供することを目的とします。

### 運営方針

- ①利用者がその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において必要なリハビリテーションを行い、心身機能・生活能力の維持・回復を図ります。
- ②利用者の主体性を尊重し、利用者個々の希望に沿った目標を達成できるよう、リハビリテーションを提供致します。
- ③訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものと共に、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④地域の皆様が安心して日常生活を営むことができるよう、訪問リハビリテーションサービスの安定した供給に努めます。
- ⑤事業者の職員は、質の高いリハビリテーションが提供できるよう、知識・技術の習得のみならず、自己研鑽に努めます。

## (3) 営業日及び営業時間

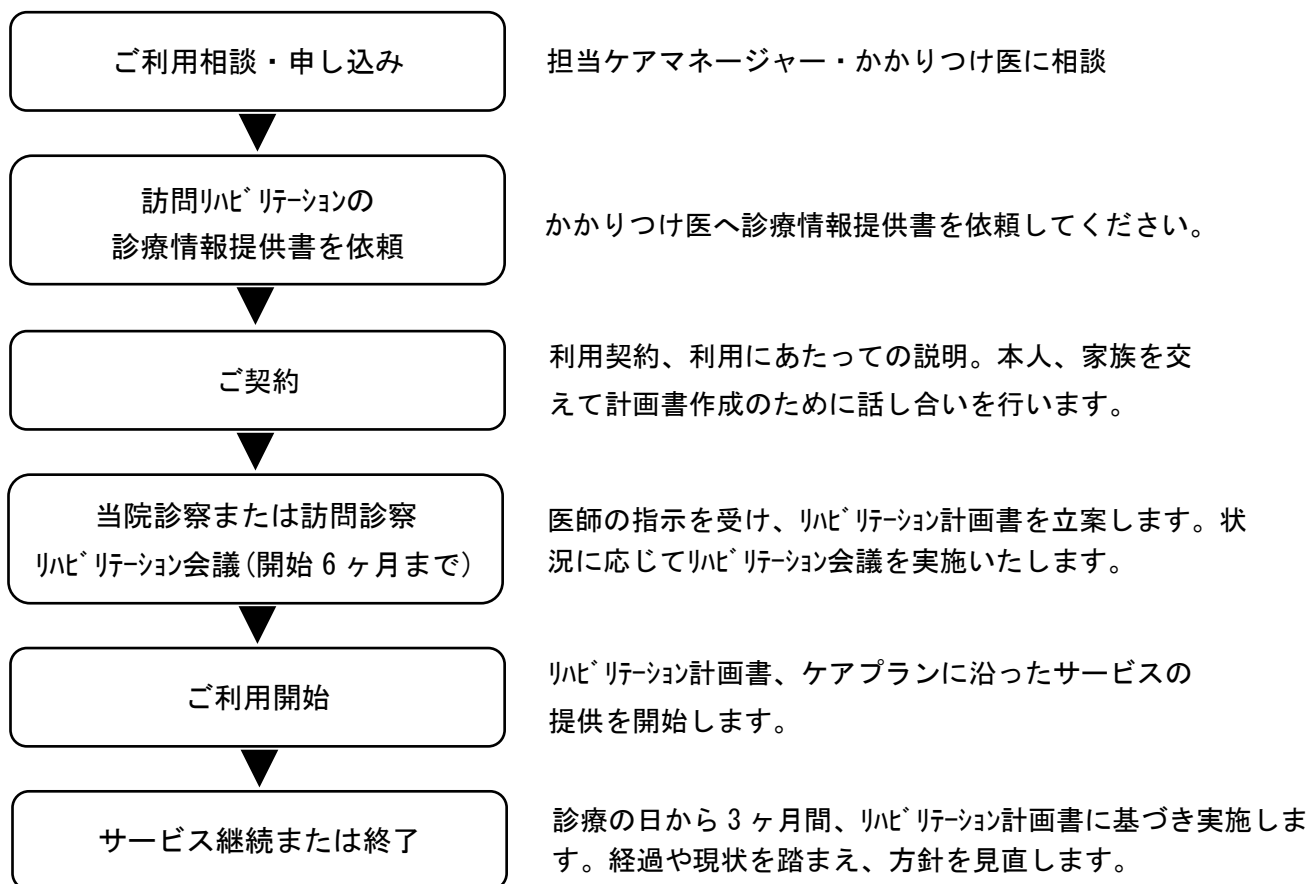
営業日：月～金曜 8:30～17:00

休業日：土・日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3）

## (4) 当事業所の職員体制

管理者代行	業務管理・相談窓口	理学療法士（PT）常勤 1 名	計 1 名
職員	訪問リハビリテーションの提供	理学療法士（PT）常勤 6 名（専任 3 名 兼任 3 名） 作業療法士（OT）常勤 4 名（専任 3 名 兼任 1 名） 言語聴覚士（ST）常勤 2 名（兼任 2 名）	計 12 名

## (5) サービス提供手順



- ①開始にあたり当院医師の指示に従い、診療の日から3ヶ月間訪問リハビリテーションを実施します。継続や終了に関しても当院医師の指示に従います。
- ②他のかかりつけ医からの紹介で当院訪問リハビリテーションを実施する場合、『診療情報提供書』をお持ちください。(紹介元医療機関より診療情報提供書代を請求される場合があります。)
- ③開始時、3ヶ月後、6ヶ月後にリハビリテーション会議を開催する場合は、他職種協働でリハビリテーションを進めます。6ヶ月以降は必要時にリハビリテーション会議を開催します。
- ④『リハビリテーション実施計画書』に基づき実施し、必要に応じ少なくとも3月に1回は計画を見直します。

## (6) サービス提供地域

通常実施地域：茂原市・白子町・長柄町・長南町・睦沢町・長生村・一宮町・いすみ市(一部) ※その他の地域に関してはご相談ください。

(7) 利用料及び加算 \* 当事業所の地域区分は6級地(1単位=10.33円)となります。

<p>訪問リハビリテーション 【介護】 (介護予防)<sup>※1、2</sup> ※1 利用開始月から 12月超30単位/回減算 ※2 リハビリテーション会議を開催 した場合減算なし</p>	<p>1割負担</p> <p>20分/1回</p> <p>40分/2回</p> <p>60分/3回</p>	<p>308円(298円)</p> <p>616円(596円)</p> <p>924円(894円)</p>
<p>短期集中リハ 実施加算 【介護・介護予防】</p>	<p>退院(所)日又は新たに要介護認定を受けた日から3 月以内に集中的なリハビリテーションを提供した場合</p>	<p>200円/日</p>
<p>認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算 【介護・介護予防】</p>	<p>認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテ ーションによって生活機能の改善が見込まれると判断され た者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士 (以下PT)、作業療法士(以下OT)若しくは言語聴覚士 (以下ST)が、その退院(所)日又は訪問開始日から3 月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行うこと</p>	<p>240円/日</p>
<p>リハビリテーション マネジメント加算イ 【介護】</p>	<p>(1) 医師がリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行 う (2) 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者 の状況等を構成員と共有し、リハビリテーション計画を見直 している。その内容を記録している (3) PT、OT 又は ST が、介護支援専門員に対し、利用者 の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日 常生活上の留意点に関する情報提供をしている (4) PT、OT 又は ST が(指定居宅サービスの従業者と)、利 用者の居宅を訪問し、その家族に対し、介護の工夫 に関する日常生活上の留意点に関する助言を行なっ ている (5) リハビリテーション計画について、PT、OT 又は ST が利用者 又は家族に説明し、同意を得、医師へ報告している ※1 医師が利用者又はその家族に説明した場合上記に 加えて270円/月</p>	<p>180円/月</p> <p>450円/月<sup>※1</sup></p>
<p>リハビリテーション マネジメント加算ロ 【介護】</p>	<p>リハ加算イの要件に適合している 利用者毎の訪問リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働 省に提出し、リハビリテーションの提供にあたって、当該情報そ の他リハビリテーションの適切かつ有効な実施の為に必要な情 報を活用している ※2 医師が利用者又はその家族に説明した場合上記に 加えて270円/月</p>	<p>213円/月</p> <p>483円/月<sup>※2</sup></p>
<p>サービス提供体制 強化加算 【介護・介護予防】</p>	<p>(I) 勤続7年以上の者が1人以上 (II) 勤続3年以上の者が1人以上</p>	<p>(I) 6円/回 (II) 3円/回</p>
<p>移行支援加算 【介護】</p>	<p>ADL・IADLが向上し、社会参加を維持できる指定通所 介護等に移行できるなど適時・適切な訪問リハビリテ ーションを提供している場合</p>	<p>17円/日</p>



## (11) 苦情申立窓口

当事業所相談・苦情担当

受付：月～金曜日（午前9時～午後5時） 電話番号：0475-25-7247（直通）

その他の窓口 ※当事業所以外にも苦情を伝えることができます。

千葉県国民健康保険団体連合会（介護保険係）043-254-7469（苦情処理係）043-254-7428

茂原市地域包括支援センター 0475-20-1583

もばら地域包括支援センター 0475-22-3007

みなみ地域包括支援センター 0475-20-2626

ほんのう地域包括支援センター 0475-36-2123

ちゅうおう地域包括支援センター 0475-26-7525

白子町役場白子町地域包括支援センター 0475-30-3888

長柄町地域包括支援センター 0475-30-6000

長南町地域包括支援センター 0475-40-5901

睦沢町地域包括支援センター 0475-44-2531

長生村地域包括支援センター 0475-32-6865

一宮町すまいる林<sup>®</sup>-センター 0475-42-1431

いすみ市地域包括支援センター 0470-62-1118

## (12) 緊急時の対応方法

利用者の主治医（かかりつけ医）又は事業所の医師への連絡を行い、指示に従います。

また、緊急連絡先に連絡いたします。

病院名： \_\_\_\_\_ 主治医： \_\_\_\_\_ 医師

所在地： \_\_\_\_\_ 電話番号： \_\_\_\_\_

事業所医療機関：医療法人社団東光会 茂原中央病院

診療科：内科・脳神経内科・整形外科

所在地：千葉県茂原市下永吉 796 電話番号：0475-24-1191（代）

★緊急連絡先 氏名： \_\_\_\_\_ 続柄： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

## (13) 虐待防止・身体拘束等に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待・身体拘束等の防止のため次の措置を講じます。

- ・虐待・身体拘束を防止するための従業者に対する研修の実施
- ・その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、サービス提供中に養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待・身体拘束等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに茂原市その他市町村に通報するものとします。

事業所における虐待・身体拘束等の防止のための対策を検討する委員会（担当者設置）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

#### (14) 事業継続計画

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものと致します。

#### (15) 職場におけるハラスメントの防止

事業者は適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

ハラスメントは、サービスの提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与えます。下記の様な行為があった場合、契約書または重要事項説明書に基づきサービスの提供を停止させていただきます。

- (1) 性的、わいせつな話をする、必要もなく身体を触る等のセクシャルハラスメント行為
- (2) 職員に嫌がらせをする、理不尽、過剰なサービスを要求する等の精神的暴力
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- (4) 暴言、長時間の電話、事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等その他行為

#### (16) 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成します。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

#### (17) その他

■交通事情により、訪問時間が前後する場合があります。

予定時間よりも10分以上前後する場合にはご連絡致します。

■事業者や担当職員の都合により、サービス提供日及び時間の変更があることや振替の訪問が行えない場合があります。

■利用者の都合により長期間(1ヶ月以上)お休みする場合、サービス提供を一旦終了とさせていただきます。

■市町村が出す災害避難情報(警戒レベル3以上)や自然災害が発生した場合、安全を第一に状況等を確認した上でサービス提供を中止・中断とさせていただきます。

■育成研修のため、学生や他職員の同行、見学をお願いしております。 □ : \_\_\_\_\_

■感染対策として手洗い(手指衛生)、マスク、手袋、換気、フェイスシールド、足カバー等を着用させていただきます。

マスクに関しては利用者、同席者の方にも基本的には着用していただきます。

感染予防として風邪症状等がある場合はサービス提供を見合わせていただきます。

訪問して体調確認等を実施すると、請求が発生しますので体調が悪い場合は事前にご連絡ください。

■感染予防も含め、サービス提供時のお心遣いは遠慮させていただきます。

■介護保険被保険証や各種医療受給者証を確認(写真撮影)させていただきます。

これらの書類について内容に変更が生じた場合はお知らせ下さい。

■重要事項説明書に記載した内容を変更する場合、書類を交付し口頭で説明、または郵送にて通知致します。説明・通知において同意が得られない場合、サービス提供が行えない場合があります。

# 個人情報使用説明書

## <個人情報保護の趣旨>

当事業所が保有する利用者及びそのご家族に関する個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

事業者及び事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らす事がないよう必要な措置を講じます。

事業者は、利用者又は利用者の家族の個人情報をを用いる場合は利用者又は利用者の家族の同意を得るものと致します。

## <個人情報利用範囲>

利用者及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、および以下の場合に用いらさせていただきます。

- 適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
- サービス利用にかかわる管理運営のため
- 緊急時の医師・関係機関への連絡のため
- ご家族及び後見人様などへの報告のため
- 法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
- 損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- 特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する
- 事業所内の検討会などにおける資料のため  
(名前、住所など個人とわかる記載はしません)
- 学会などでの症例研究における資料のため  
(名前、住所など個人とわかる記載はしません)